



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2023年  
No.5  
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

## 併用禁忌



### 事例

#### 【事例の詳細】

医療機関Aからイグザレルト錠15mgを処方されている患者は、医療機関Bから口腔カンジダ症と診断されフロリードゲル経口用2%が処方された。フロリードゲル経口用2%はイグザレルト錠15mgと併用禁忌であるが、医療機関Bの処方医は患者に、フロリードゲル経口用2%を口腔内に塗布後、吐き出してうがいをするよう伝えていた。薬剤師が製薬企業に問い合わせたところ、フロリードゲル経口用2%は口腔内では吸収されないが、吐き出しても少量が体内に入り、併用薬の代謝を阻害して血中濃度を上昇させた報告があることが分かった。患者は80歳代と高齢であり、フロリードゲル経口用2%を誤って飲み込む可能性も考え、薬剤師は、医療機関Bの処方医に疑義照会を行った。その結果、ファンギゾンシロップ100mg/mLへ変更になった。

#### 【推定される要因】

医療機関Bの処方医は、フロリードゲル経口用2%を口腔内に塗布後に吐き出してうがいをすれば、併用薬と相互作用を起こさないと考えた可能性がある。

#### 【薬局での取り組み】

併用禁忌の薬剤が処方された際は、添付文書等で詳細を確認する。疑義照会をするうえで必要な情報が不足する場合は、製薬企業から情報を入手する。それらの情報を処方医に提供し、適切な代替薬への変更を提案する。



### その他の情報

#### フロリードゲル経口用2% 製品Q&A<sup>\*</sup>

Q:フロリードゲル経口用2%を口に含んだ後に飲み込まなければ、相互作用を防ぐことができますか？

A:フロリードゲル経口用2%を飲み込まずに吐き出しても、相互作用を起こした症例が報告されています。本剤を飲み込まない場合であっても、併用禁忌の薬剤との併用は避けてください。また、本剤は通常、口腔内に含んだ後、飲み込みます。口に含んだ後、吐き出す使い方については有効性・安全性の検討を実施しておらず、承認外の使用方法となります。

<sup>\*</sup>持田製薬株式会社ホームページ（参照2023年3月31日）

<https://med.mochida.co.jp/qa/flo-g-h.html>



### 事例のポイント

- 本事例は、処方医がフロリードゲル経口用2%は吐き出せば併用禁忌に該当しないと考えた可能性のある処方について、薬剤師が製薬企業に問い合わせた結果、処方医が変更になった好事例である。薬剤師が安全な薬物療法を患者に提供するためには、正確な情報に基づいて処方医に疑義照会を行うことが肝要である。
- 薬剤師は、処方医から患者に指示された薬剤の使用方法が添付文書や診療ガイドライン等に記載されていない場合は、その有効性や安全性について製薬企業に確認するなど、広く情報を収集して適切に対応する必要がある。
- 医師が処方設計する際に適切な判断を行えるよう、薬剤に関する有用な情報を提供しサポートすることは、薬剤師の重要な役割のひとつである。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。